一二二　電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件　二九 69 一二六

一二三　地方公務員共済組合の組合員等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を廃止する件　三〇 四四

一二四　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件　三〇 四四

一二五　地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する件　三〇 70 二九六

一二六　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　三〇 70 三一六

一二七　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件　三〇 70 三一六

一二八　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件　三〇 70 三一一

一二九　地方公務員等共済組合法第百三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一三〇　地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一三一　地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一三二　外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一三三　地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一五

一三四　地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一六

一三五　地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一七

一三六　地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一〇

一三七　災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十九年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件　三〇 70 三一一

一三八　平成二十九年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件　三〇 70 三一二

一三九　平成二十八年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一四〇　地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一四一　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一四二　地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件　三〇 70 三一三

一四三　政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件　三〇 71 一

一四四　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件　三〇 特6 一七

一四五　運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成三十年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件　三一 特7 八五六

一四六　放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件の一部を改正する件　三一 特7 八五七

一四七　特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の一部を改正する件　三一 特7 八五八

○総務省、法務省、経済産業省

一　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　一九 一

○総務省、財務省

一　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件を廃止する件　三一 特7 八六〇

○総務省、文部科学省

一　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の一部を改正する件　三〇 四

二　地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準の一部を改正する件　三〇 70 三二四

○総務省、経済産業省、国土交通省

一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　三〇 70 三二五

○政治資金適正化委員会

一〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　九 五

一一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一三 二